



仮想通貨と会計・税務について

たか き さだ かず
高 木 貞 和



1. はじめに

2018年6月末現在、インターネットで公表されている仮想通貨の時価総額は約26兆円を超えています（仮想通貨のデータサイトCoinMarketCapより）。

最近では、仮想通貨交換所コインチェック株式会社の仮想通貨NEMの巨額流出事件が発生し、仮想通貨交換業者及びみなし仮想通貨交換業者合計31社に金融庁の検査が行われ、行政処分が行われています。

このように仮想通貨は話題性もあり、時価の高騰化と利便性により、我々のクライアントが仮想通貨を保有して決済する。といった案件が今後増加するものと思います。

こうした背景を踏まえて、2018年現在で公表されている情報と、会計処理や税務上の取り扱いについて整理を行ってみたいと思います。

2. 仮想通貨の定義

仮想通貨の代表であるビットコインは2008年に発明されて、2009年1月に最初のブロックが採掘されて以来、今も動き続けています。

ビットコインは法定通貨と異なり、管理者が存在しないといわれており、「実物」が存在しないため、「ブロックチェーン」技術等で裏付けすることでその信頼性を確保しています。注目すべき点は、国境を越えて流通していること、その利便性が高いことです。

また、「仮想通貨」は資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨をいう。と定義されています。

《資金決済に関する法律第2条第5項》

第1号 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及

び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

第2号 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

仮想通貨はビットコインをはじめとして約1,000種類以上もあるといわれており、資金決済法上の仮想通貨に該当するか否かは、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるとしています。

3. 仮想通貨・仮想通貨交換業者に関する規制

(1) 「資金決済に関する法律」の改正

ICT技術の発展などを背景に、インターネットを通じて電子的に取引される仮想通貨が登場しています。仮想通貨は様々な種類がありますが、代表的な例である「ビットコイン」を見てみると、法定通貨とは異なり、特定の発行主体の債務として発行されるものではなく、いわゆる「ブロックチェーン」技術を用いて中央管理者による管理を介さずに流通するといった特徴を有しているといわれています。外為法上の支払手段には該当しないものの、財貨・サービス販売、提供などの対価として、現金等に代えて仮想通貨による支払いを受け入れる事業者も増加しているといわれます。

参考：ビットコインで決済できる事業者
家電量販店：ビックカメラ、コジマ、ソフマップ
眼鏡店：メガネスーパー
旅行代理店：H.I.S 等

こうした中、ビットコイン交換所であるマウントゴックス社が経営破綻したことを受けて、利用者保護やマネー・ロンダリング対策の観点から、仮想通貨交換業者の登録制度の導入やマネー・ロンダリング対策規制、利用者保護のためのルール整備を内容とする「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が成立し平成29年（2017年）4月1日に施行されています。

その後「資金決済に関する法律（資金決済法）」（平成21年法律第59号）において、仮想通貨は、

- ・ 不特定多数の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨と相互に交換ができること
- ・ 電子的に記録され、移転できること
- ・ 法定通貨又は法定通貨建ての資産ではないこと

の性質を持つ財産的価値と定義されています。

(2) 仮想通貨交換業者に対する規制

- ・ マネー・ロンダリング、テロ資金供与規制（犯罪収益移転防止法）より、顧客の本人確認、本人確認記録と取引記録の保存が求められている
- ・ 利用者保護の規制から以下の項目が整理され、資金決済法に定められている
 - 内部管理体制（経営管理、システム管理、サイバーセキュリティ対策など）の整備
 - 社内規則の整備、研修の実施、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など
 - 利用者への情報提供
 - 法定通貨でない旨、価値を保証する者がいない場合にはその旨、価格変動による損失リスク
 - 取引の内容、取り扱う仮想通貨の概要、手数料、分別管理の方法
 - その他リスク（ガイドラインにおいて、レバレッジ取引のリスクやサイバー攻撃による仮想通貨の消失リスクを例示）など
 - 最低資本金・純資産に係るルール（資本金1,000万円以上、純資産額が負の値でない）
 - 顧客財産と自己財産の分別管理

→ 金銭：自己資金とは別の預貯金口座で管理、又は、金銭信託で管理

→ 仮想通貨：自己の仮想通貨と明確に区分し、かつ、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理

- 分別管理・財務諸表の外部監査
- 当局による報告徴求、検査、業務改善命令

4. 会計及び会計処理

(1) 企業会計基準委員会（ASBJ）公表

平成30年（2018年）3月14日に実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理などに関する当面の取扱い」が企業会計基準委員会から公表されています。

公表前の平成29年（2017年）12月6日に公開草案が公表され、企業会計基準委員会に寄せられたコメントを検討して公開草案を修正して公表に至るものとされています。

（参考：実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（概要）」企業会計基準委員会資料より抜粋）

■ 範囲（本実務対応報告第3項）

本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。

ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

■ 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理（本実務対応報告第5項から第13項）

□ 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

- (1) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。
- (2) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、

取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。

□ **活発な市場の判断規準**

活発な市場が存在する場合とは、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうものとする。

□ **活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格**

- (1) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有している活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価において、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を用いることとする。
- (2) 仮想通貨交換業者において、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所である場合、当該仮想通貨交換業者は、自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等が「公正な評価額」を示している市場価格であるときに限り、時価として期末評価に用いることができる。

□ **仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い**

- (1) 活発な市場が存在する仮想通貨が、その後、活発な市場が存在しない仮想通貨となった場合、活発な市場が存在しない仮想通貨となる前に最後に観察された市場価格に基づく価額をもって取得原価とし、評価差額は当期の損益として処理する。活発な市場が存在しない仮想通貨となった後の期末評価は、活発な市場が存在しない仮想通貨として行う。
- (2) 活発な市場が存在しない仮想通貨が、その後、活発な市場が存在する仮想通貨となった場合、その後の期末評価は、活発な市場が存在する仮想通貨として行う。

□ **仮想通貨の売却損益の認識時点**

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識する。

■ **仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通**

貨の会計処理（本実務対応報告第14項及び第15項）

□ **仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の認識**

仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて仮想通貨を預かった時に、預かった仮想通貨を預かった時の時価により資産として認識する。

また、仮想通貨交換業者は、同時に、預託者に対する返還義務を、負債として認識する。当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった仮想通貨に係る資産の帳簿価額と同額とする。

□ **仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る期末の資産の評価及び負債の貸借対照表価額**

仮想通貨交換業者は、預託者から預かった仮想通貨に係る資産の期末の帳簿価額について、仮想通貨交換業者が保有する同一種類の仮想通貨から簿価分離したうえで、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の分類に応じて、仮想通貨交換業者の保有する仮想通貨と同様の方法により評価を行う。

また、仮想通貨交換業者は、預託者への返還義務として計上した負債の期末の貸借対照表価額を、対応する預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とする。

■ **開示（本実務対応報告第16項及び第17項）**

□ **表示**

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示する。

□ **注記事項**

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨、及び仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨について、次の事項を注記する。

- (1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額
- (2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額
- (3) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨について、活発な

市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし、貸借対照表価額が僅少な仮想通貨については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。

ただし、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額及び預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。また、仮想通貨利用者は、仮想通貨利用者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。

■適用時期（本実務対応報告第18項）

適用時期は平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から原則適用とし、公開日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することができるものとされています。

5. 税務

仮想通貨は税務上どのように取り扱われているのか、所得税、消費税、法人税、相続税について整理する。

(1) 所得税

国税庁公表 個人課税課情報第4号（平成29年12月1日）に「仮想通貨に関する所得の計算方法等」について（情報）」が公表されています。

《公表されている事例》

- ・仮想通貨の売却
- ・仮想通貨での商品の購入
- ・仮想通貨と仮想通貨の交換
- ・仮想通貨の取得価額
 - 取得価額は移動平均法を用いるのが相当とされ、継続適用を要件として総平均法を用いることも認められています。
- ・仮想通貨の分裂（分岐）
- ・仮想通貨に関する所得の所得区分
 - 国税庁が公表するタックスアンサーによると、「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係について、事業所得等の各種所得の起因となる行為に付随し

て生じる場合を除き、原則として雑損失に区分されます。」と公表されている。

- ・損失の取り扱い
- ・仮想通貨の証拠取引
- ・仮想通貨のマイニング等

ビットコインに代表される仮想通貨については、仮想通貨の売買の他、仮想通貨の使用時にその取得時と使用時に収益が生じている場合には、雑所得として確定申告が必要になる。株式の譲渡の場合には、証券会社が発行する取引報告書を参考にして、銘柄ごとに購入・売却時の価額が明確になっているケースが多い。これに対して仮想通貨の譲渡損益は、単に購入・譲渡に限らず使用時にも含まれるため、頻繁に取引を行っている場合にはその計算が煩雑になること、また仮想通貨を使用したときに所得を認識することの周知が必要になる。

(2) 消費税

資金決済法の改正により、仮想通貨が支払い手段として位置づけされたことやEU等では仮想通貨の譲渡は非課税とされていることなどを踏まえて、仮想通貨の譲渡については消費税を非課税とする消費税法施行令の改正が行われました。

具体的には、消費税が非課税とされる支払い手段に類するもの範囲に、資金決済法第2条第5項に規定する仮想通貨が追加されました。

また、仮想通貨の譲渡については、その性格に鑑み、法定通貨等の支払手段と同様に、課税売上割合の計算に含めないこととされました。

この改正は平成29年（2017年）7月1日（以下「施行日」）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡及び課税仕入れについて適用され、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例によることとされています（改正消令附則2）。

(3) 法人税

先の実務対応報告第38号によると、期末における仮想通貨の評価に関する会計処理について、活発な市場が存在する場合には、市場価額に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。とされています。

しかし、法人税法では仮想通貨に関する評価

損益の取り扱いについては明確にされていません。

(4) 相続税

相続が発生して、被相続人が保有する相続財産に仮想通貨がある場合、その仮想通貨は相続財産になると考えられます。

しかし、被相続人が保有する仮想通貨を相続人に承継すること、その後、相続財産たる仮想通貨をどのように財産評価すべきであるか、国境がない仮想通貨については口座の把握も困難であり、その財産の所在について明確にされていません。

6. 最後に

企業会計基準委員会から公表された実務対応報告により、会計処理が明確になりました。税務上の取り扱いについて関心をもって今後も注視していきたい。



リバースチャージ考



す だ まさ ひで
須 佐 正 秀

(はじめに)

一般的には、売上つまり収入に伴い税がかかるというのが通常感覚。法人税にあっては、商品の売上があって、その儲けに対して税がかかる。消費税ももちろん、課税の対象は資産の譲渡等、つまり課税売上がその対象となる。

ところが、平成27年の消費税法改正によるリバースチャージは、提供される役務に対するお金の支出に税がかかる仕組みとなっている。私にとっては、驚きの税制であった。

しかし、落ち着いて考えてみると、お金が支出される場合に、税がかかるケースもいくつか認められる。例えば、消費税にあっても、保税地域からの外国貨物の引取りが消費税の対象となる。輸入に対しては、輸入関税がかかる。これは、国内事業者と国外事業者との競争の調整、国内産業の保護として実施されている。

リバースチャージも、国内外の事業者間の競争に歪みが生じていることに対しての是正を目的として導入された。考え方としては、消費税の世界に關税の方法を導入したものといえ、これによって競争条件を整備し、国内事業者の保護に依

る。

消費税は転嫁が原則。税を負担するのは消費者、納税義務を負うのは事業者として設計された税制である。事業者の生み出す付加価値に税がかかり、これを転嫁させ、最終的に消費者が税を負担する。計算方式はいわゆる前段階税額控除方式という方法で、事業者が生み出す各段階の付加価値に対し税をかけ、次々と転嫁させていく仕組みである。リバースチャージは、前段階（国外事業者）にかかる税の身代わりに役務の受領者に税がかかりこれを受領者側で控除するので、転嫁という仕組みからはずれ、自己完結型になってしまっている。自己で課税し、自己で控除するなら、差し引きゼロになる。それなら制度を設ける必要があるのかという思いに至った。

さらに、リバースチャージを含む平成27年の改正は、読み込んでいくと、いくつかの適用除外がある。新たな制度を設けても適用されないことのある制度になっている。この点でも競争の整備になっているのかという疑問に辿りついた。

そこで当初の導入目的は達成されているのか、自分なりの検討を試みたのが本稿である。